

県立学校長 様

群馬県教育委員会事務局

高校教育課長 天野 正明
特別支援教育課長 町田 英之
健康体育課長 橋 憲市

まん延防止等重点措置の解除に伴う学校の対応等について

まん延防止等重点措置の移行に伴う県立学校の対応等については、令和3年5月14日付け高教第311-7号で通知したところですが、この度、まん延防止等重点措置の措置区域に指定されていた県内10市町（※1）の指定が解除となりました。また、本県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度については、全県で現状の「4」が維持されることとなりました。

全国的には、若年層にも感染力が強いとされる変異株による感染が報告されていることなどから、引き続き、感染の再拡大も懸念される状況にあります（※2）。

については、6月14日（月）以降の県立学校における対応を下記のとおりとしますので、感染防止に係る教職員及び児童生徒、保護者の意識をより一層高め、家庭と連携して感染拡大防止に努めるようお願いいたします。また、教職員の感染が集団感染につながった事例もあることから、教職員の健康管理及び職員室等における感染防止対策の徹底に一層留意するようお願いいたします。

※1 措置区域：前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町

※2 県内の感染状況等については、群馬県Webページ「知事のページ」中『記者会見』及び「新型コロナウイルス感染症まとめページ」等を参照してください。

記

1 学校の対応について

- (1) 県立学校においては、引き続き、感染防止対策を徹底した上で教育活動を実施する。ただし、感染リスクの高い教育活動の実施については、慎重に検討する。
- (2) 各学校においては、感染の再拡大によって生徒が登校できない状況等を想定し、1人1台パソコンを活用したオンラインによる学習・生活支援等について、計画的に準備を進める。
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種のために、生徒が授業に出席できない場合の扱いについては、以下のとおりとする。
 - ① ワクチンの接種に係る理由により、授業日の一部に出席できない場合は、生徒に不利益のないよう、遅刻や早退として扱わず、校長の判断で出席扱いとしてよい。
 - ② ワクチンの接種に係る理由により、終日出席できない場合は、生徒に不利益のないよう、欠席として扱わず、校長の判断で出席停止としてよい。
 - ③ 予防接種後の副反応により出席できない場合は、出席停止としてよい。
- (4) ワクチンを接種するかしないかは生徒及びその保護者の意思に委ねられていることから、ワクチン接種を希望しない生徒に不利益となるような取扱いを行わない。また、全ての生徒に対して、ワクチン接種を希望しない生徒に対する差別、いじめ等は決して許されるものではないことを指導する。

2 部活動について

インターハイや全国高等学校野球選手権大会及びその予選会等の開催を控えた時期でもあることから、改めて下記の事項に留意すること。

- (1) 活動は校内に限定し、競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、感染リスクの低い活動にとどめる。
また、活動に際しては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項」（令和3年5月28日付け 文部科学省事務連絡）の別紙『部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について』を参考にし、感染症対策に努める。
- (2) 合同練習や練習試合、発表会、大会などの他校との交流を伴う活動及び宿泊を伴う活動については、県の内外を問わず行わないこととする。
ただし、全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は認めるものとする。
なお、大会に参加する上で、競技における事故防止を図るため、下記事項については、例外として認める。
 - ① 合同チームとして大会に参加する場合、当該校の所在地の感染状況を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し、必要最小限の合同練習を可とする。
 - ② 自校だけでは、試合形式の練習が成立しない場合、当該校の所在地の感染状況を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し、必要最小限の練習試合※を可とする。
※ 自校を含む2校以内（県内に限る。合同チームの場合は、相手校は単独校とする。）で、昼食を挟まず、3時間程度での実施とする。
- (3) 下記事項について、引き続き、特に指導を徹底する。
 - ① 休憩時間や部室等での更衣時及びミーティング等において、マスクなしの近距離での会話や会話しながらの飲食等を行わないよう指導する。
 - ② 部室等の利用に当たっては、人数を制限し密集を避けるとともに、十分な換気を行うなど、感染防止対策を徹底する。
 - ③ 活動終了後は、速やかに帰宅するよう指導するとともに、帰宅途中に生徒同士で食事することを控えるよう指導する。

【担当】

高校教育課 電話 027-226-4645

特別支援教育課 電話 027-226-4656

健康体育課 電話 027-226-4711